

(様式5)

判断基準が法令の定めにより尽くされている場合の当該法令の規定

法令名	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	根拠条項	12-1	許認可の内容	集約酪農地域における酪農事業施設の変更承認	資料番号	2
						担当課	畜産課
<p>(酪農事業施設の変更)</p> <p>第十二条 集約酪農地域の区域内に設置されている酪農事業施設につき省令で定める変更をしようとする者は、省令で定める手続きに従い、都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 第十条第二項の規定は前項の承認について準用する。</p>							